

チャイルドシート等貸出に関する運用要綱

(目的)

第1条 この事業は、善通寺市民に対して、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の所有するベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシート（以下「チャイルドシート等」という。）の貸出をすることによって、リサイクル活動の推進と意識の高揚に努めるとともに、乳幼児を交通事故等から守ることで被害の軽減と安全に寄与することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 チャイルドシート等の貸出対象者は、原則として善通寺市内に居住し、普通自動車免許を有し、次の各号に掲げる区分にそれぞれ該当するものとする。

- (1) ベビーシートの貸出対象者は、生後1歳までの乳児の保護者とする。
- (2) チャイルドシートの貸出対象者は、1歳から4歳までの幼児の保護者とする。
- (3) ジュニアシートの貸出対象者は、4歳から10歳での児童の保護者とする。

(貸出期間)

第3条 チャイルドシート等の貸出は、3ヶ月とする。ただし、貸出をしていないチャイルドシート等がある場合、または長期貸出を希望する場合は、更に延長することができる。

(貸出使用料)

第4条 チャイルドシート等貸出使用料は無料とする。

(貸出申請等の手続き)

第5条 チャイルドシート等の貸出を希望する者は、チャイルドシート等貸出申請書（第1号様式）を社協に提出し、貸出について良否の審査を受けその決定事項及び貸出日時をすみやかに申請者に通知するものとする。

2 貸出は、「運転免許証」で借受者の住所、氏名等を確認し、「本事業の目的」、「チャイルドシート等貸出に関する運用要綱」、「使用上の注意事項」を確認し、借受者はチャイルドシート等借受書（第2号様式）を作成し、原本を社協に提出し写しを借受者が保管する。

(返却)

第6条 返却にあたっては、原則として土曜日・日曜日及び祝日を除く執務時間内に指定された場所に返還すること。

(借受者の管理義務)

第7条 チャイルドシート等借受者は、常に借受物品の善良なる管理をしなければならない。また、第3者に譲渡、質入、転貸してはならない。

(返還)

第8条 次の各号に該当した場合はチャイルドシート等を返還しなければならない。

- (1) 善通寺市内に住所を有しなくなった場合は、すみやかに返還しなければならない。
- (2) 前条に違反した場合は、すみやかに返還しなければならない。
- (3) 申請時に、偽りその他不正な行為により借受をした場合はすみやかに返還しなければならない。

(事故等における貸出者の責務)

第9条 貸出チャイルドシート等の使用中における交通事故及びその他の事故について、
社協は、その責務を一切負わない。

(帳簿等の整備)

第10条 社協は、貸出帳簿（様式3号）に記録し、管理の運用を図る。

(チャイルドシート等の補充、拡充等)

第11条 本事業の貸出するチャイルドシート等のリサイクル（使用済者からの寄贈等）を
促進するために、広報を積極的に行う。

(委任)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に協議する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。